

令和 7 年 6 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 21 号	八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会委員の委嘱について	1
議案第 22 号	八戸市学校給食審議会委員の委嘱について	3
議案第 23 号	八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の一部を改正する規則の制定 について	5
議案第 24 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第 25 号	八戸市学校給食審議会に対する諮問について	13

議案第21号

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会委員の委嘱について
八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年6月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会委員を委嘱するためのものである。

氏 名	推薦団体（役職等）
ほりあい ひではる 堀合 秀治	八戸市中学校長会（生活指導委員長）
きむら ひろや 木村 浩哉	八戸学院大学（地域経営学部 地域経営学科 教授）
すぎさわ ただなり 杉澤 惟成	八戸市連合父母と教師の会（副会長）
めざわ しんいち 目澤 伸一	八戸市スポーツ推進委員協議会（会長）
よない まさあき 米内 正明	八戸市スポーツ協会（会長）
こばやし ちえ 小林 智栄	八戸市文化協会（事務局次長）
いしざわ あきら 石澤 陽	八戸市中学校体育連盟（副会長）
かわむら たかのり 川村 隆憲	八戸市中学校文化連盟（会長）
なかむら まさと 中村 雅人	八戸市小学校長会（生活指導教育研究会会長）
ほそごえ けんたろう 細越 健太郎	株式会社ヴァンラーレ八戸（代表取締役 会長）
たかの たかこ 鷹野 貴子	公募委員
やまもと えつこ 山本 恵鶴子	公募委員

任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

議案第22号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年6月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所属・職名等
かねた ゆうじ 金田 裕治	八戸市学校保健会 理事
たかはし なみこ 高橋 奈美子	一般社団法人八戸市医師会 理事
まつだて きみのり 松館 主憲	八戸歯科医師会 理事
こいけ ともひこ 小池 智彦	八戸市学校薬剤師会 会長
さとう ちえこ 佐藤 千恵子	八戸学院大学 健康医療学部人間健康学科 教授
みなみ いさお 南 勲	八戸市保健所 衛生課副参事（食品衛生GL）
ば ば えいこ 馬場 英子	八戸市小学校長会 八戸市立江南小学校長
まいた ゆうこ 米田 裕子	八戸市中学校長会 八戸市立三条中学校長
くろさわ ゆうた 黒澤 裕太	八戸市連合父母と教師の会 副会長
さかもと としや 坂本 俊也	八戸市連合父母と教師の会 監事
きむら せいこ 木村 誠子	公募委員

任期は、令和7年7月10日から令和9年6月30日までとする。

議案第23号

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年6月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

附属機関設置条例の一部改正に伴い、地域スポーツ・文化活動検討協議会の名称等に関する規定の整理をするものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の一部を改正する規則

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則（令和 5 年八戸市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会規則

第 1 条中「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」を「八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会」に改める。

第 2 条中「地域移行」を「地域展開」に、「地域スポーツ・文化活動」を「地域スポーツ・文化芸術活動」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<u>八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、<u>八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 協議会は、<u>中学校部活動の円滑な地域展開に向けた新たな地域スポーツ・文化芸術活動の環境の整備</u>に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。	<u>八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、<u>八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 協議会は、<u>中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備</u>に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

議案第24号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年6月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を引き上げるためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

5, 872円	13, 442円
6, 380円	14, 842円
6, 712円	17, 619円
7, 078円	20, 649円
7, 268円	21, 971円
7, 433円	22, 886円
7, 290円	24, 916円
6, 975円	25, 385円
5, 860円	21, 314円
4, 060円	16, 075円
4, 060円	13, 442円

を

6, 143円	13, 975円
6, 703円	15, 237円
7, 023円	18, 016円
7, 326円	20, 864円
7, 576円	22, 564円
7, 766円	23, 666円
7, 711円	25, 354円
7, 348円	26, 187円
6, 192円	22, 694円
4, 200円	17, 484円
4, 200円	13, 975円

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第1条の2関係）				別表第1（第1条の2関係）			
年齢階層	最低限度額	最高限度額		年齢階層	最低限度額	最高限度額	
25歳未満	6,143円	13,975円		25歳未満	5,872円	13,442円	
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円		25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円	
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円		30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円	
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円		35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円	
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円		40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円	
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円		45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円	
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円		50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円	
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円		55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円	
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円		60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円	
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円		65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円	
70歳以上	4,200円	13,975円		70歳以上	4,060円	13,442円	

議案第 25 号

八戸市学校給食審議会に対する諮問について
八戸市学校給食審議会に対して、次の事項を諮問する。

令和 7 年 6 月 25 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

1 学校給食費の改定について

理 由

学校給食費の改定について意見を求めるものである。